

意見書 財政・税制改革委員会 [小枝 至委員長]

財政健全化に一步を踏み出し、 持続的な成長につなげよ ～歳出・歳入一体改革の早期断行を求める～

財政・税制改革委員会は、わが国が現下の危機的状況を克服し、将来世代が希望を持てる国であり続けるために、歳出・歳入一体改革の早期断行を求める意見書を11月5日に発表した。政権交代を好機ととらえ、抜本的な改革が成長戦略と併せて議論され、実現されることを強く求めていく。

目指すべき「国のすがた」の提示

わが国の将来ビジョンを提示した上で、国・地方を通じた歳出・歳入一体改革の断行と成長戦略の策定を両輪として、持続可能な財政を構築することが必要である。その際、将来にわたって国民負担率を現在と同じレベルのGDP比30%台前半（NI比40%台前半）にとどめることを目標とするべきである。

望まれる改革

歳出改革

公共事業を含む裁量的経費のムダの徹底的削減

歳出改革の第一歩は、公共事業を含む裁量的経費のムダを徹底的に削減することである。この改革は、以下の社会保障制度改革に先立って、速やかに断行するべきである。この改革にあたっては、官公需に大きく依存している地域での新たな産業の育成・支援、予算の効率的な執行に対するインセンティブの付与等の施策による後押しも必要であろう。

- 公的固定資本形成：年率4%で削減を続け、他の先進諸国と同レベルのGDP比約3%まで引き下げる
- その他の裁量的経費：年率2%削減し、2007年度比約8割の水準まで圧縮する

社会保障制度を2013年度より抜本改革

高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、年金・医療・介護等の社会保障関連支出が増大して財政を圧迫する懸念とともに、社会保障制度の持続性に対する国民の不安が広がっている。社会保障制度の抜本改革は不可欠であり、2013年度より、以下の改革を断行することを求めたい。

年金

新基礎年金制度を創設し、65歳以上の全国民に1人月額7万円（物価スライドを適用）を給付する。財源は全額年金目的消費税とし、基礎年金部分における個人の保険料負担はゼロにする。現行の厚生年金において企業が負担している保険料相当分は、過去期間分の処理に充てるとともに、新たな2階部分となる新拠出建年金に拠出する。

[本会提言「急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革」(2002年12月) 他]

医療

75歳以上を対象とする独立した医療制度を設け、その医療費の財源構成は、公費7割、自己負担2割、保険料1割とする。74歳以下の医療費は、基本的に保険料と自己負担で賄うこととし、75歳以上を対象とする医療への支援金拠出は行わない。混合診療の全面解禁やICTの活用を通じた効率化等により、公的医療保険で負担する医療費の適正化を図る。

[本会提言「本格的な少子高齢化時代にふさわしい社会保障制度の確立」(2005年4月) 他]

介護

介護保険制度を持続可能で、真に必要な人々のための制度とするために、「要支援1～2」及び「要介護1」を保険適用外とし、保険給付を重度者に重点化する。また、「要介護2」以上については自己負担を2割に引き上げる。

[本会提言「介護保険制度の抜本改革を」(2004年11月)]

基礎年金の全額公費負担及び地方行政の安定財源確保を目的とした消費税率の引き上げ

前述の基礎年金の全額公費負担化を実現するには、税率9～10%の目的消費税が必要となる。地方行政の安定財源を確保するため、国と地方の配分を変更しながら、最終的に17%まで段階的に引き上げることが求められる。また、基本的に非課税品目・取引は現行制度を継承しつつ、単一税率とすることが望ましい。

	年金目的	国	地方	合計
現行	—	4%	1%	5%
2013年度	3%	2%	5%	10%
2015年度	8%	2%	5%	15%
2017年度	10%	2%	5%	17%

租税特別措置の抜本的見直し及び法人事業税の廃止

租税特別措置は、政策の目的と効果の観点から精査し、抜本的に見直すことが必要である。また、地方税である法人事業税の廃止等によって法人実効税率を少なくとも35%に引き下げ、国際水準に近づけることが望まれる。

低所得者への配慮と就労・子育て支援等を目的として、給付つき税額控除を導入

消費税率の引き上げに伴う負担の増大は、とりわけ低所得者層や子育て世代への影響が大きいことから、その対策として、「給付つき税額控除」を導入するべきである。

歳出・歳入一体改革のための制度整備

「財政健全化法（仮称）」の制定

財政健全化を実現し、かつ、国民負担率を将来にわたってGDP比30%台前半にとどめるためには、規律と柔軟性と実効性を兼ね備えた「財政健全化法（仮称）」を制定することが有効である。

1 **政府の規模** 国民負担率の上限目標を設定しその範囲内で財政を運営

2 **社会保障給付** 給付総額の伸び率は名目成長率以下に抑制

3 **基礎的財政収支の均衡及び債務の圧縮**

歳出・歳入一体改革で2010年代前半に基礎的財政収支を均衡させ、2010年代後半に債務を拡大から圧縮へ転換

4 **景気悪化への対応** 歳出削減を一時的に猶予する等、柔軟性を持たせる

5 **目標未達成時の措置** 裁量的経費や公務員人件費総額を自動的に削減

納税と社会保障受給のための「国民生活番号（納税者番号）（仮称）」の導入

前述の「給付つき税額控除」の導入に際しては、「社会保障番号」「納税者番号」のような、社会保障給付や個人の所得把握のためのインフラ整備が不可欠である。

公平性と信頼性を確保するためのインボイス制度の導入及び簡易課税制度の廃止

かねてより問題視されている「益税」を排除するため、簡易課税制度を廃止すると共にインボイス制度を導入することが不可欠である。また免税点制度についても、廃止も視野に入れた検討が望まれる。

財政健全化の道筋

右に示したグラフは、前述の改革が実現した場合の長期債務残高をシミュレートしたものである。2020年代の名目成長率が1.5%と、比較的慎重な経済成長を前提とした場合、右記の道筋が描かれる。

（資料）
内閣府「国民経済計算年報」「四半期別GDP速報」、
日本銀行時系列統計データ検索サイト

成長見通しと長期債務残高の推移

